

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 2 月 7 日作成)

[所管： 都市基盤部基盤整備課]

[illegible]

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		行政財産の使用許可
根拠法令及び条項		地方自治法第 238 条の 4 第 7 項，豊中市財務規則第 122 条第 1 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤整備課計画係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	「行政財産の使用許可に係る基準」の 3 の定めに準ずる。 (詳細は、同基準を参照)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 11 月設定（令和 7 年 1 月最終変更）
	標準処理期間	総日数 40 日（新規），30 日（継続）（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 24 年 11 月設定（令和 7 年 1 月最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市財産条例第 9 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤整備課計画係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	「行政財産の使用許可に係る基準」の 6 の定めに準ずる。 (詳細は同基準を参照)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 11 月設定（令和 7 年 1 月最終変更）
	標準処理期間	総日数 40 日（新規），30 日（継続）（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 24 年 11 月設定（令和 7 年 1 月最終変更）
	備考	